

2026 年度から 2028 年度外食業及び飲食料品製造業の特定技能国外試験の
実施業務の委託先となる事業者の選定のための入札公告

2025 年 6 月 11 日

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

2026 年度から 2028 年度の 3 年間、当機構が行う外食業及び飲食料品製造業の特定技能 1 号試験（以下「特定技能試験」という）を国外で実施する業務を委託する事業者を選定するための入札公告を以下のとおり行います。

本件入札公告は、2026 年度以降の特定技能試験(国内外試験)を実施する団体として、農林水産省から当機構が選定されることを前提に行うものですので(選定期期末定)、この点にご留意願います。

I 委託する業務内容

別紙 1 の国外試験業務仕様書（以下「別紙業務仕様書」という）のとおりです。

II 入札に必要な提出資料（提案書に以下の項番（例 II.1.）を付けてください）

1. 別紙 1 の業務仕様書に沿って、どのように業務を実施するのかがわかる業務実施提案書
2. 1 の業務実施に係る実施・管理体制についての資料
3. 別紙業務仕様書の 4 (2)①（ア）に記載の国(以下「現実施国という」)において、これまでに CBT 実施の実績がある場合には、各国ごと、受験料支払い手段ごと、試験実施地の政府からの課税の有無と納税をどこが行っているか、その内容がわかる資料(納税者については固有名称ではなく、一般的な名称で記載)
4. 日本企業への内定者等の受験予約を確実に確保することが出来る場合、どのような方法で対応が可能か分かる資料
5. 別紙 1 の業務仕様書 (2) の②.③.④以外に不正行為防止・監視を行っている場合、どのような対策・対応を行っているかがわかる資料
6. 試験を実施する国において、機構が試験会場の現地視察を希望する場合、可能な対応とその対応に伴い追加経費が発生する場合の経費の額
7. 1.の業務実施提案書によって業務を行う場合の経費（以下の①～⑥の経費、単価、経費構成がわかるもの）（上の 6. の経費を含めないこと）（別紙 2 の「3 経費」）
 - ① 初期設定経費
 - ② カスタマーサービス運営経費(毎月または年間かかる経費)
 - ③ 試験配信経費（配信単価を明示）
 - ④ ①～③以外の必要経費（無い場合「無」と記入）

- ⑤ 現実施国以外の国を追加する場合の追加経費（別紙 2 の「3 経費」の（2）の追加国（注））
（注）追加国は「特定技能に関する二国間の協力覚書」の締結済の国の中から追加を想定しています。具体的な締結国は次のサイトを参照してください。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri05_00021.html
上記締結国の内、対応が難しい国があれば、その国名が分かるように提案書の中に記載してください。
- ⑥ 契約期間を 3 年間とした場合の総経費（別紙 2 の評価項目 3 の（1）及び（2）の場合の総経費）とその内訳（積算がわかるもの）

（注）提出された資料は、本件事業者選定の目的のためだけに使用します。

III 選定方法

別紙 2 により総合評価方式で評価し、評価点が最も高い事業者を業務委託契約先候補として選定します。

IV 入札書類提出期限等

入札に応じる事業者は、次の 1 及び 2 の資料を下の 3 の期限内に提出してください。

1. 次の①～⑥を記載した資料を表紙としてください。
 - ①本件公募の表題名、②事業者名、③所在地、
 - ④連絡先担当者（氏名、電話番号、メールアドレス）、
 - ⑤事業者開設の HP の URL、
 - ⑥帝国データバンクの登録企業コード（9 桁）を有する場合はその番号
2. 上の II の資料
3. 提出期限 7 月 7 日 24:00（厳守） までにメールにて提出してください。
4. 提出先
一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構 特定技能部
otaff_nyusatsu@otaff.or.jp
メールの件名は、「国外試験実施業務受託の応札【業者名】」と表記してください。

IV 選定された事業者との契約等

1. III により選定された事業者と機構との間で、別紙 3 の契約書案を基に契約を締結します。
2. 契約書案の第 1 条でいう業務仕様書（または作業明細書）は、基本的には上の II の 1 の業務実施提案書の内容が業務仕様書（または作業明細書）となり、第 3 条でいう価格表は、II の 7 の資料と単価、積算が一致しなければなりません。

※本件入札公告は、2026 年度以降の特定技能試験を実施する団体として、農林水産省

から当機構が選定されないこととなった場合は、契約を解除し、契約に基づく委託業務経費が解除までに発生していれば、それを支払うこととなりますので、この点にご留意願います。

V 本件公募に関する照会先

以下のアドレスまでメールでご連絡ください。

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構 特定技能部
otaff_nyusatsu@otaff.or.jp

以上

国外試験実施業務仕様書

1. 入札参加資格

➤ 以下をすべて満たしていること。

- ① プライバシーマークの認証を取得していること
- ② ISO IEC 27001 : 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること
- ③ アジアを中心とした各国において、現地の試験運営事業者との間にCBT試験運営契約があること、または直営のCBT試験会場があること
- ④ 以下3.業務範囲に対する試験実施・管理体制があること

2. スケジュール

➤ 2025年7月31日までに契約書を締結した場合に、準備期間を経て、次の日程でそれぞれ対応が可能であること

- ① 2026年2月中旬 試験会場ごとの試験日程公表
- ② 2026年4月上旬 Webで試験予約開始
- ③ 2026年5月上旬 試験配信開始

3. 業務範囲

- ① 受験申込受付および受験料の徴収代行
- ② 国外試験会場と試験監督員の手配
- ③ 試験配信（詳細は4.項）と会場運営
- ④ 試験の自動採点および結果データの受験者への提供
- ⑤ 受験者データ(顔写真データ含む)・試験実施結果(採点データ含む)の機構への提供

4. 試験配信に関する要件

(1) 受験予約に関する要件

- ① 受験者が受験予約を行うウェブサイトを提供すること
- ② 受験予約手続き及び受験に必要な情報を記載した受験者向けのウェブサイトを提供すること
- ③ 受験予約時に、機構の規約への同意および情報(個人情報を含む)の取得を可能とすること
- ④ 受験料決済方法として、予約時のクレジットカード払いが含まれること
- ⑤ 試験希望日の一定日数（4日以内であること）前までに新規の受験予約が可能であること
- ⑥ 受験予約完了後、試験開始時間の一定日数（4日以内であること）前に予約のキャンセルまたは日時変更、個人情報の変更が可能であること。予約変更は希望の日時にテストセンターに空席がある場合に可。
- ⑦ 受験予約後、試験会場、試験日時、当日の持ち物、注意点等を記載した試験予約完了メールを発信すること
- ⑧ システムに登録する試験問題の版数は、機構が2025年度の国外試験で使用している外食業7パターン、飲食料品製造業5パターンとする。その上で、新規のパターンが追加可能であること
- ⑨ 試験時間はいずれも70分とし、出題数は、外食業は45問、飲食料品製造業は40問とする。出題形式は三者択一式とする。出題言語は日本語のみとする。機構から提供する試験問題データは、テキスト及び画像データ

(png,gif等)とし、動画はないものとする。電卓の使用を可能とする。

- ⑩ 合格水準は、機構が定める合格水準で設定すること
- ⑪ 不正行為発生時の受験禁止期間は機構が定める期間で設定すること

(2) 試験会場に関する要件

① 試験会場の設置と受験者向け案内

(ア) 以下の国に試験会場を設置可能であること

インドネシア、フィリピン、ミャンマー、タイ、カンボジア、ネパール、スリランカ、ベトナム

(イ) 機構の求めに応じて協議の上、アジア（東、東南、中央）の各国で試験会場を追加可能であること

(ウ) 試験期間における各国の試験会場の空席状況が受験者向けの受験予約ウェブサイトで検索できること

② 試験会場の設備および試験会場の機器

試験会場では以下の設備、機器を備え、不正行為の防止を図ることができること

(ア) 全ての試験会場は独立した試験室をもち、受付、待合室、鍵付きロッカー又は保管用バックを備えていること

(イ) 試験会場の受付で本人確認を目的とした写真撮影が可能な機器を備えていること

③ 会場要員

試験会場では以下の要員を配置し、不正行為の防止と監視に対応すること

(ア) 会場責任者：1名(イ、ウと兼務可)

(イ) 試験監督員：1名(受験者用の席数が16席以上の場合は2名)

(ウ) システム管理者：1名

④ 会場運営

以下の運営を行い、不正行為の防止と監視対応を行うこと

(ア) 受付にて、公的機関が発行した顔写真付き本人確認書類(免許証、パスポート等)で本人確認を行うこと

(イ) 受付にて、受験者の顔写真の撮影を行うこと

(ウ) 試験監督は、直接目視または監視カメラを通じて、試験受験中の受験者を常時監視すること

(エ) 監視カメラは録画が出来ること

(3) 受験者向けカスタマーサービス

- ① 受験者からの受験予約手続きや受験に関する問合せに電話または問合せフォームで対応可能であること
- ② 対応時間は、各国の平日 9 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分までまたはそれ以上の時間で対応可能であること
- ③ 対応言語は、日本語、英語、ミャンマー語であること
- ④ 機構の求めに応じて、現地語対応の追加が可能であること

(4) 受験結果データの提供

- ① 安全なサーバーを用意し、受験者に合否結果を表示・通知すること
- ② 安全なサーバーを用意し、受験者データ(顔写真を含む)及び受験結果データを当機構に提供すること
- ③ 機構側で利用可能な結果データの分析ツール(標準的なもので可)を提供すること

(5) データの安全性の確保

受験者が受験予約時に登録する個人情報、受験結果データ、及び試験問題データは、安全性を確保したサーバーを介して通信されること

特定技能試験の国外試験実施業務委託先選定における配点

評価項目と配点		提出資料
1 試験の実施能力（必須条件）		
	別紙 1 の国外試験業務仕様書に適合した試験実施手順となっていること	入札公告のⅡの 1 の資料
2 試験の実施対応力（25点）		
(1)	税金の支払いが生じた場合の対応能力	入札公告のⅡの 3 の資料
(2)	日本企業への内定者等の受験予約を確実に確保しようとする場合の対応可能性	入札公告のⅡの 4 の資料
(3)	仕様書以上の不正行為防止・監視への対応能力	入札公告のⅡの 5 の資料
(4)	機構職員が試験会場視察を行う場合の対応可能性	入札公告のⅡの 6 の資料
3 経費 積算の適正性も含めて評価（75点）		
(1)	次の場合の、3年間の総経費 ・追加国なし ・カスタマーサービス現地語対応1か国（ミャンマー） ・受験者年間7万1千人（外食業5万人、飲食料品製造業2万1千人）	入札公告のⅡの7の資料
(2)	次の場合の、3年間の総経費 ・毎年1か国追加（外食業、飲食料品製造業とも） ・カスタマーサービス現地語対応1か国（ミャンマー） ・受験者年間10万人（外食業7万人、飲食料品製造業3万人）	入札公告のⅡの7の資料
合計		100点

業務委託契約書（案）

以下、「注」の記述は契約書に記載するものではなく、選定事業者と当機構との間で協議して決定する内容であることを注釈したものです。また、本文中に[〇〇〇〇 or 〇〇〇〇]とあるのは、選定事業者と当機構の間でどちらかの表現にするか協議して決定する箇所であることを示すものです。

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の実施する「CBT（Computer-Based Testing）方式による外食業分野及び飲食料品製造業分野の特定技能測定試験の日本国外における実施に係る業務」の委託に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲の主催する外食業特定技能測定試験及び飲食料品製造業特定技能測定試験の日本国外における実施に必要な次の各号の事務に係るものであつて**[業務仕様書 or 付属書 A 作業明細書]**に記載する業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) CBT 試験の実施準備に関する事務
- (2) CBT 方式による試験（以下「CBT 試験」という。）の受験者の募集及び受付に関する事務
- (3) CBT 試験の実施管理に関する事務
- (4) CBT 試験の受験料の徴収及び徴収金の受託保管に関する事務
- (5) CBT 試験の試験結果の提供に関する事務
- (6) CBT 試験の受験者からの問合せへの対応事務
- (7) CBT 試験における試験問題の編集に関する支援事務
- (8) 前各号の事務に付随する事務

（契約期間）

第2条 契約期間は、202〇年〇月〇日から 202〇年〇月〇日までとする（以下「本契約期間」という）。

（業務委託手数料）

第3条 第1条の業務委託に係る乙の以下の各号の手数料の単価(別途消費税)、単位、数量設定の明細は、**[別紙 CBT サービス費用 or 付属書 B 価格表]**のとおりとする。

- (1) 初期設定に関する手数料
- (2) 受験者からの問合せへの対応手数料
- (3) 試験問題（複数の質問又は問題から編成され、一体として個々の測定試験に使用されるもの。）の CBT 試験仕様への変換（試験問題を CBT 試験においてコンピュータ経由で受験者に配信できるように電磁的に変換したものを、以下「CBT 試験問題」という。）並びに登

録及び管理に関する手数料

(4) CBT 試験問題の配信等の制度運用に関する手数料

(5) ○○○○○費用(注)

(注：この第 1 項第 5 号の費用は、第 1 号から第 4 号までの費用以外の費用がある場合に、選定事業者と当機構との間で選定事業者が入札の際に入札公告のⅡの 6 の資料として提出した資料を基に、協議して決定し、記載するものです。)

2 前項に規定する業務委託手数料の総額は、前項第 1 号から第 4 号の各号の手数料ごとに、本業務の完了後、確定された実際の数量に基づき算出される金額（以下「確定手数料額」という。）をもって、支払い、又は、精算する。

(注：支払に関し、この第 3 条にその他の項の規定が必要な場合は、選定事業者と機構が協議して決定することとします。)

(受験料の徴収代行と徴収金の預かり保管)

第 4 条 甲は、乙に対し、受験者からの受験料の徴収に係る事務（以下「徴収代行」という。）を委託する。

2 乙は、前項の徴収代行により徴収した受験料を預り金として他の資金と区別して管理保管しなければならない。

3 乙は、毎月○○日限り(注)、前月に配信した受験者の受験料の金額とその明細を文書（電子ファイルを含む。）をもって甲に報告しなければならない。

(注：「○○日」は選定事業者と機構が協議して決定します。)

4 乙は、預かり受験料を、第 3 条第 1 項の手数料のうち弁済期（[別紙 CBT サービス費用 or 付属書 B 価格表]に記載された請求月に応じて甲が乙に弁済すべき期日をいう。）に到達したものに充当することができる。

(業務内容の変更等)

第 5 条 甲又は乙いずれであっても、本業務の内容を変更する必要がある場合には、直ちに相手方当事者にその旨を文書又は e-mail にて通知するとともに、変更の可否、変更に伴う契約条件の改定の内容を甲乙協議のうえ合意をもって決するものとする。

(支払請求)

第 6 条 乙は、甲に対し、第 3 条第 1 項の手数料で請求月（[別紙 CBT サービス費用 or 付属書 B 価格表]に記載の請求月をいう。）に到達したものにつき、毎月、以下の各号の事項を記載した精算書を送付するものとする。ただし、第 3 条第 1 項の手数料で請求月に到達したものが

ない月においては、精算書の送付を省略することができる。

- (1) 第3条第1項各号の手数料ごとに当該請求月の手数料の金額とその明細
- (2) 徴収した受験料の金額とその明細
- (3) その他、甲乙が特に定めた事項

2 甲は、乙から適正に調製された精算書の交付を受けたときは、当該交付を受けた日から起算して30日以内に当該精算書に記載された請求金額を乙の指定する銀行口座に振込送金する。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(支払遅延利息)

第7条 支払期限を徒過した請求金額については、その支払期限の翌日から【年〇〇%or 月〇〇%】(注)の割合による遅延損害金を生ずるものとする。

(注：利率は選定事業者と機構の間で協議して決定します。)

(契約解除)

第8条 いずれの当事者も、相手方当事者が次の各号の一つに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約期間内に CBT サービスを履行せず又はその見込みがないとき
- (2) 監督官庁より営業取消、停止等の処分を受けたとき
- (3) 手形若しくは小切手の不渡り、又は支払停止状態に至ったとき
- (4) 第三者により、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき
- (5) 破産、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の申立があったとき、又はその原因となる事由が生じたとき
- (6) 解散を決議したとき、事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡する決議をしたとき又は合併を決議し、それによって相手方当事者の本契約における債務の履行が困難になると判断されるとき
- (7) 財務状況が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあるとき
- (8) 甲又は乙の役員、従業員又は代理人が不正の行為をしたとき
- (9) その他前各号に準じる事由であつて、営業を継続しがたい重大な事由が生じたとき

2 本条に基づく契約の解除は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、自己の責めに帰することができない事由により相手方当事者若しくは第三者に生じた損害、自己の予見の有無を問わず相手方当事者若しくは第三者に生じた特別な損害、又は相手方当事者若しくは第三者の逸失利益に関しては、補償する責めを負わないものとする。

2 甲及び乙は、本契約に関し、自己の責に帰すべき事由により相手方当事者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

(免責)

第10条 本契約及び本業務の仕様に則って甲が行った指示、連絡、許可、若しくは、提供した情報等（文書等を含む）の内容、又は、甲による CBT サービスの使用に瑕疵があったことが原因となって、第三者が乙に対して法的な請求、提訴、又は手続（以下「第三者の請求等」という。）を行ったときは、第三者の請求等によって乙に生じるすべての損失、責任、費用（妥当な弁護士報酬、費用を含む。）について、甲は、相当な範囲で乙に補償するものとする。

(甲保有資料)

第11条 甲は、本契約締結後、速やかに本業務を実施するために必要とみられる範囲において、甲が保有する情報・資料等を乙に対し無償にて提供するものとする。

2 乙は、本契約に基づき、甲が、乙に提供する試験問題（試験問題を構成する個々の質問又は問題を含む。以下、同じ。）及び CBT 試験問題（CBT 試験問題を構成する個々の質問又は問題を含む。以下、同じ。）についての著作権、営業秘密、特許権等のすべての権利を甲が保有することを認める。甲は、乙に対して、甲が甲保有所有資料の前記すべての権利を保有すること、甲保有資料が第三者の何らの権利も侵害するものではないこと、甲保有資料に関し、第三者から審判請求、訴訟等が提起された場合、又はその知的財産を第三者が侵害した場合は、乙と協力してその解決を図ることを表明し、保証する。

3 乙は、甲保有資料を、本契約に基づく債務の履行を唯一の目的として使用するものとし、その他の目的に使用しない。

4 第1項及び第2項に基づく情報・資料等の提供は、これをもって当該情報・資料等についての甲の所有権、著作権その他の知的財産権等の権利を乙に譲渡するものでないことを乙は、確認し承諾する。

(乙保有資料)

第12条 乙は、本契約締結後、速やかに本業務を実施するために必要とみられる範囲において、乙が保有する情報・資料等を甲に対し無償にて提供するものとする。

2 乙は、甲に対し、乙が提供した CBT の配信及び関連サービスを実施するために使用されたソフトウェア、文書、マニュアル、及びそれらの改良物、改訂物（以下「乙保有資料」と総称する。）が、乙又は乙によるそれらの使用を許諾した第三者にその権利が帰属する知的財産であること、乙保有資料が第三者の何らの権利も侵害するものではないこと、乙保有資料に関し、第三者から審判請求、訴訟等が提起された場合、又は本知的財産を第三者が侵害した場合は、甲と協力してその解決を図ることを表明し、保証する。

3 甲は、乙保有資料を、本契約の目的のみのために使用するものとする。

4 甲は、乙保有資料のいかなる所有権も、甲に付与されていないことを認める。

(商標、ロゴ等)

第13条 相手方当事者の保有又は使用する商号、商標、ロゴ、その他の表示物（以下「商号等」という。）の使用を希望する当事者は、事前に、使用目的、使用態様、使用対象商号等が明示かつ特定された相手方当事者の書面による同意を得ることなしに、相手方当事者の商号等を使用することができない。

（再委託）

第14条 乙は、甲の書面による事前の同意を得ないで本業務の全部又は一部を第三者に履行させてはならない。

2 甲の書面による事前の同意を得て第三者に再委託した場合、乙は再委託した本業務の履行について、甲に対し責任を負うものとする。

（業務の管理・報告）

第15条 乙は、本業務の完了後、「委託業務実績報告書」を各年度（当年の4月1日から翌年の3月末までの間）の最終試験日から5営業日までに文書（電子ファイルを含む。）をもって甲に報告する。

2 甲は、乙から納入された「委託業務実績報告書」が、第3条の【別紙業務仕様書及び別紙 CBT サービス費用 or 付属 A 作業明細書及び付属書 B 価格表】の各項目の単価と実際の数量に適合しているかを速やかに検収する。

3 乙は、甲が業務の適切な遂行のために必要と認める場合、又、甲が甲の事業監督者である農林水産省から本業務に関する説明又は対応等を求められた場合、甲の事前の要請に応じて、合理的な回数および合理的な範囲に限り説明又は対応等を行うものとする。

（機密保持、CBT 試験のセキュリティ）

第16条 甲は、乙保有資料、本契約、本契約に付随して締結された個別契約書（費用情報を含む。）、又は乙によって機密と指定された乙の事業情報（以下「乙機密情報」という）を第三者に開示してはならない。ただし、法律若しくは政府機関の命令によって要求された場合、又は乙の事前の書面による承認がある場合はこの限りではない。

2 甲は、乙機密情報を善良なる管理者の注意をもって保護するものとする。

3 乙は、甲保有資料、試験問題、CBT 試験問題、本契約又は甲によって機密と指定された甲の事業情報（以下「甲機密情報」という）を第三者に漏洩してはならない。ただし、法律若しくは政府機関の命令によって要求された場合、又は甲の事前の書面による承認がある場合はこの限りではない。

4 乙は、甲機密情報を善良なる管理者の注意をもって保護するものとする。

5 甲および乙は、本契約が終了した場合又は相手方当事者が機密情報の返還を請求した場合には、本契約終了後又は機密情報返還請求の通知受領後、甲乙が協議して合意する合理的な期日までに機密情報を相手方当事者に返還するか（返還することができない性質の機密情報については消去する。）、相手方当事者の指示に従い適切な方法で廃棄するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 本契約において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像若しくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。
- 2 いずれの当事者も、本契約において相手方当事者の有する個人情報を取得したり、又は開示を受けたりした場合、かかる個人情報を本契約の約定に則って本業務を遂行するのに必要な範囲に限って利用するものとし、個人情報を秘密として厳重に保管するため合理的な措置を講ずる。
- 3 いずれの当事者も、本契約において個人情報の収集を行う場合は、本契約に従ってサービスを提供し、又は法律上の義務に従うのに必要な範囲に限って、適切かつ公正な手段により行うものとする。また、いずれの当事者も、個人情報の主体に対し、収集した個人情報の利用目的及び利用方法について通知するものとする。
- 4 いずれの当事者も、本契約の履行に従事する者以外の者にかかる個人情報を取り扱ってはならないものとし、また、本契約の履行に従事する役員、従業員及び代理人に、その在職中及びその退職後においても、本契約に基づく個人情報の秘密保持義務を遵守させるものとする。
- 5 いずれの当事者も、あらかじめ書面により相手方当事者の承諾を得なければ、個人情報を複写、複製してはならない。ただし、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りではない。
- 6 いずれの当事者も保有する個人情報を、不正使用、アクセス、開示、改変又は破棄から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、暗号化その他の方法を適宜使用しなければならない。
- 7 いずれの当事者も、個人情報を正確かつ最新の状態で保管するものとする。
- 8 いずれの当事者も、個人情報の利用・管理状況について随時相手方当事者に対し合理的な範囲で報告を求めることができるものとする。
- 9 いずれの当事者も、相手方当事者から個人情報保護に必要な措置の指示があった場合は、合理的な範囲で当該指示に対応する措置を講じるものとする。ただし、具体的な対応及び費用負担については、甲乙協議して定めるものとする。
- 10 乙は、本業務により取得した受験者情報（個人情報及び試験結果を含む）について、本契約が終了した場合又は甲が指示した場合は、甲乙が協議して合意する合理的な期日までに甲に画像データを含め受験者情報を返還するものとし、この返還において書面を取り交わし記録を残すものとする。また、個人情報を出力した媒体又は複製物がある場合は、再生又は読み取り不可能な措置を講じた上でこれらを廃棄又は消去し、その旨を書面により甲に報告するものとする。ただし、具体的な対応及び費用負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(個人情報に関する責任)

- 第18条 いずれの当事者も、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、

漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を相手方当事者に報告し、直ちに応急措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故がかかる当事者の本契約の違反に起因する場合において、相手方当事者に損害を与えたときは、当該当事者は、かかる事故により直接かつ現実に生じた損害のみを相手方当事者に対して賠償するものとする。

(試験問題及び CBT 試験問題のセキュリティ)

第 19 条 乙は、試験問題及び CBT 試験問題のコピー、除去、損失、改変又は不正使用を防止するため、必要かつ適切な措置を取るものとする。

(例外)

第 20 条 第 16 条の定めにかかわらず、甲機密情報及び乙機密情報から以下各号の情報は除外する。

- (1) 開示された後に受領側当事者が開示側当事者に対する機密保持の義務違反なく別途に適法に入手した情報
- (2) 開示された時点において受領側当事者にすでに知られている情報
- (3) 開示された時点において一般に知られている情報
- (4) 開示された後に開示側当事者が機密保持の義務を課すことなく第三者に提供している情報

(テストの配信不能又は阻害条件)

第 21 条 甲又は受験者が、機器若しくはソフトウェアの不具合又は CBT 試験会場における阻害条件等による CBT 試験の公正性若しくは精度の再検討を要求した場合、乙は、その検討の要否又は検討結果、技術的データ、及び必要な CBT 試験の実施分析に関する報告書を速やかに甲に提出する。

- 2 甲は前項の報告書に基づき、次の方法を選択することができる。

- (1) CBT 試験の得点をそのまま認める方法
- (2) CBT 試験の得点を調整する方法
- (3) 受験者の再 CBT 試験を認める方法

- 3 甲が CBT 試験の公正性又は精度に問題があると判定し、前項第 3 号により CBT 試験の再実施を行う場合、受験者への通知等にかかる費用及び CBT 試験の再実施の費用の負担のあり方は、双方の帰責事由の有無又は程度に鑑み、甲と乙の協議に基づいて決定する。

(日時の再設定又は再実施)

第 22 条 乙が本契約及び個別契約書の諸条件に基づくサービスの提供を履行しなかった場合、乙は、次のいずれかの方法によってサービス提供の再履行に努める。

- (1) 理由の如何を問わず利用できなかった試験会場の時間を再設定する。
- (2) 理由の如何を問わず十分に実施できなかったサービスを再実施する。

- 2 乙が前項に定めるサービス提供の再履行に努めたにもかかわらず、実施できなかった場合、甲は再履行されなかったサービスについて、その費用の支払義務を免れる。

(第三者に対する権利等の供与の否定)

第23条 甲及び乙は、本契約が、いかなる第三者（受験者を含む。）に対しても、いかなる権利又は権限等をも与えるものではないことを相互に確認する。

(反社会的勢力の排除)

第24条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、確約する。

- (1) 甲及び乙、又はその役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「甲及び乙の役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力ではなかったこと、また今後もそのようなことがないこと。
 - (2) 甲及び乙、又は甲及び乙の役員等が、反社会的勢力と一切の関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
 - (3) 甲及び乙、又は甲及び乙の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
 - (4) 甲及び乙、又は甲及び乙の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
 - (5) 甲及び乙、又は甲及び乙の役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方当事者の役員、使用人、会員（加盟）会社、取引先等の関係先等（以下「関係先等」という。）に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方当事者の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方当事者の関係先等の業務を妨害しないこと。
- 2 甲又は乙は、前項各号のいずれかに違反する事実が判明したときは、相手方当事者に直ちに通知する。
- 3 甲又は乙が前二項に違反したときは、相手方当事者に対する催告及び本契約及び個別契約に定められた自己の債務を履行せずに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(適用法)

第25条 本契約は、日本法によって解釈、執行され、その有効性及び履行については、日本法の適用を受けるものとする。

(合意管轄)

第26条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(電子署名による署名)

第27条 本契約で言及されている書面につき電子署名を付した場合は、記名押印された場合と同じ効力を有するものとする。

(不可抗力)

第28条 いずれの当事者も、天災地変、戦争、暴動、内乱、労働争議、輸送機関の途絶、法令の改廃その他の不可抗力による場合、履行不能又は履行遅延の責めを負わないものとする。

(譲渡)

第29条 いずれの当事者も、あらかじめ書面により相手方当事者の承認を得なければ、本契約に基づく契約上の地位又は個別の権利を譲渡することはできない。ただし、甲又は乙が、本契約に基づく契約上の地位又は個別の権利を、それぞれの親会社に譲渡する場合には、事前に相手方当事者に通知した上で譲渡することができる。

(義務の存続)

第30条 第6条、第15条から第19条、第24条、第25条および第26条の規定は、本契約が終了した場合でも、引き続き効力を維持する。

(協議)

第31条 本契約に定めのない事項又は本契約各条項の解釈上の疑義については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを解決する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 東京都千代田区九段南 3-3-6	乙 ○○○○
麹町ビル 4 階	○○○○
一般社団法人	○○○○
外国人食品産業技能評価機構	○○○○
理事長 栗田美和子	○○○○